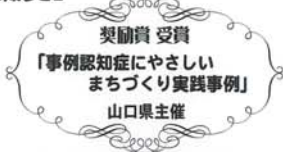


1 回 6月21日(土)	傾聴する心 ～地域社会で受け入れあうために～ 講師：富安 兆子 高齢社会をよくする北九州女性の会代表
2 回 6月28日(土)	終末期医療 「ガン終末をどこで、いかに過ごす？」 講師：河野 通文 柏村医院 院長
3 回 7月12日(土)	いつまでも在宅で暮らしたい ～老後を上手に過ごすための知恵～ 講師：二井 隆一 みどり園居宅介護支援事業所 管理者
4 回 7月19日(土)	福祉の担い手たち ～福祉施設専門職 上手な活用～ 講師：松谷 法史 特別養護老人ホームはまゆう苑 主任生活相談員
5 回 7月26日(土)	認知症の家族を支えて ～家族の思い～ 下関市認知症を支える会 くるみの会 下関市認知症を支える会 キャッチボールの会 豊北町認知症を支える会 ほのぼの会

主催 ホーモイ、下関市社会福祉協議会

【お知らせ】



第1回講座

傾聴する心

～地域社会で受け入れあうために～

▼いまいな傾聴か

3万人を超える高齢者、高齢者の孤独死、多発する事件。社会の現状をみるにつけ、「もっと温かい交流があったら」「人間らしい対応をしてくれていたら」などと思うのです。

▼「聴く」と「話す」と

「聴く」は、全身で耳を傾けて、相手の心の表現を聴き取ることです。感情を伝える際、声や表情などの働きが、言語よりはるかに大きいと言われています。自分ごとと受け入れ（受容して）、全身で心から耳を傾けてくれる存在があれば、心の奥の凝りが解け、癒されるのです。人と人の繋がりが希薄な現代、自分の気持ちを受け入れ、共に考えてくれる人がいることはありがたいことです。

「話す」は「放す」に通じ、話すことによって、いやなことを心から放すことができます。話すことがないと、小さな悩みも心の中に鬱積して大きくなります。話すことによって、脳の血流が非常によくなることも証明されていますが、聴いてくれる人がなければ話すことはできません。話し、聴いてもらう過程で、癒されるとともに、自分自身の問題点にも気づき、成長していくことができるのです。



▼地域社会の中で

日常のやりとりの中で、周囲の人の心の問題にどう関わっているのか、地域社会の中で、人と人の繋がりをどう保っていけるのか、いつも用意している人にのみ、それに対応するチャンスは訪れるのです。いま、生きている証として、できるだけ人を他人的にしようではありませんか。(前田 祐子)

第2回講座

終末期医療

「ガン終末をどこで、いかに過ごす？」

▼「緩和ケア」と「緩和ケア病棟（PCU ホスピス）」

平成17年度、下関市の疾病による死亡原因は、多い順に、①悪性新生物（30.1%） ②心疾患（15.4%） ③脳血管疾患（12.7%） ④肺炎（10.3%）（以下略）で、その最期を迎えた場所は、病院が80.8%、自宅が10.1%（その他略）です。これは全国でも同様です。

この最期のがんの末期に多い激しい痛み、死への恐怖、人生への悔い。こうした苦痛は薬物治療や心理的ケアなどで大幅に減らされると考えられ、『緩和ケア』は終末期医療の一つの柱とされています。WHOの指針では、緩和ケアは、がん病変の治療に併行して行うようになっていますが、死に向かって次第に緩和ケアの比率が高くなり、終末期には、緩和ケアのみの時期もあっていいと考えられています。

緩和ケアを目的とした病棟（PCU）は、4月1日現在、全国に182施設（3534床）あり、山口県では、山陽病院（宇部市）、安岡病院（下関市）、山口赤十字病院（山口市）（各25床）にあります。ここに入るのは、末期がんの人が殆どですが、医療保険も利き、特に高価ではなく、痛みが取れたら退院することもできます。

▼「在宅緩和ケア」を支える「在宅緩和ケアネットワーク」

一方、終末期の患者と家族に最もよい生活環境を提供する一つの選択肢として、『在宅緩和ケア』があります。自宅での疼痛緩和や医療処置、介護などへの不安がありますが、これを支える『在宅緩和ケアネットワーク』として、『開業医を中心に、訪問看護ステーション、介護支援センター、調剤薬局、ボランティアや宗教家、ケアマネジャー。さらに、いざという時の地域の病院（病診連携）、緩和ケア病棟など』が考えられます。現在、「下関在宅緩和ケア研究会」でも研究されつつあります。「緩和ケア」は、苦痛の緩和に向かって積極的なケアを目指し、その人らしく尊厳のある最期を全うされるようサポートするものです。私の憧れの終焉の姿は、最後まで意識があり、痛みはなく、「少欲知足」（釈迦）のとおり、心が富んでおり、足るを知って欲を持たず、満足して死を迎えられることです。(大吾 芳子)



第3回講座

認知症の家族を支えて

～家族の思い～

【市内の3つの認知症の会が経験談を話してくださいました。】

下関認知症を支える会 くるみの会

会長 高島 浩一

お父さんの発病を機に退職し、ホームヘルパー、ケアマネジャーの資格を取り介護を始めて2年半です。

TEL・083-231-4090

携帯・080-1919-1706

活動・毎月第2月曜 午後1:00～

この会では介護体験者等が相談を受け、介護している方がお互いに悩みを語り合い、音楽療法を取り入れながらリフレッシュしています。♪♪♪



下関市認知症を支える会 キャッチボールの会

会長 藤原 博之

24時間テレホン相談

TEL・090-7779-7738

困ったときは、まずお電話を!!

高玉多美さんは車イスのお母さんを伴っての発表です。重度認知症の母の日記から、想像以上に自分の状態を認識し、感情豊かなことに驚き、母のプライドを傷つけていた自分を見つめ直し、ようやく心癒やかな介護にたどりついた過程をビデオで視聴しました。



豊北町認知症を支える会 ほのぼの会

会長 佐々木知二

下関市社会福祉協議会豊北支所内

TEL・083-782-1745

定例会・偶数月の第4木曜日

10:00～12:00

菅千枝子さんはお父さんの介護のため、ご主人の退職後実家に転居。排泄の苦状等具体的に話されました。また、地域の方々があたたかく見守って下さることが介護にも助けになっているようです。

認知症は病気です。ひとりでは悩まないで参加してみませんか？ (野村ひろみ)

介護予防のためのサロ

《健康講話》

毎回、済生会下関総合病院の看護部長・新藤由美さんに「いびき」「介護保険サービスについて」等身近なテーマについてお話しいたします。

●「訪問看護ってなんだろう？」●

訪問看護とは、看護婦などが住まいを訪問して、主治医の指示や連携により行う、医療上の世話や診療の補助です。病気や障害があっても、医療機器を使用しながらでも、住み慣れた地域で人生最期まで暮らせるように、ヘルパーや他の専門職と協力し、在宅医療を支えます。市内に、訪問看護をしてくれる医療機関が211箇所あります。訪問看護を受けたときは、かかりつけの医療機関、病院の医師、近くの訪問看護ステーション、ケアマネジャーに相談してみよう。その他、病院の医療相談室、民生委員、社会福祉協議会、市役所、地域包括支援センターなどに電話してもわかります。

●「訪問入浴介護について」●

寝たきりなどで要介護度の比較的高い方で、自宅では入浴が困難な家庭に浴槽を持ち込んで、入浴介助をするサービスです。看護婦1名、介護職員2名がチームになって、訪問入浴専用車で家庭に訪問してくれます。利用内容によって料金に違いがありますが、とても便利なサービスです。



↑立修館高等専修学校の大正演奏

↑うめこび茶さん再登場



↑フォークダンスはいつもはなや

盛りだくさんで～あ!!



↑絵本の読み聞かせ 聞き役です



↑まずはストレッチ



ホーモイ通信

高齢社会をよくする下関女性の会

代表 田中 隆子

TEL/FAX 083-253-4892

来月5月21日から裁判員制度がスタートしますが、全く経験のないことで、不安や疑問がいっぱいです。そこで、総会（5月24日）後の記念講演に、山口地方裁判所下関支部判事 丸山徹氏に、裁判員制度に関して基本的なお話をさせていただきました。ビデオ「審理」には、人間ドラマの展開の中で多様な見方が示され、参考になりました。

あなたが参加する裁判員制度

○裁判員制度とは・・・

国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような量刑にするかを決める制度です。この制度が来年度平成21年5月21日から始まり、早い事件でその2ヵ月後、7月の終わりで8月の初め頃には裁判員が入った裁判が法廷で行われることになります。



講師 丸山 徹氏

刑事裁判は、検察官が被告人を起訴することによって始まります。裁判所ではその犯罪事実の有無、正当防衛の有無、有罪の場合どのような刑にするかということを審理します。これは、裁判員制度になっても同じです。

○裁判員はどのような事件をどこで裁判するの・・・

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い重大な犯罪に関する、第一審（地方裁判所）の刑事訴訟事件です。例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、人の住などに放火する現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、無謀運転により事故を起こし人を死なせる危険運転致死罪などです。

そして、裁判員裁判を行なう裁判所は地方裁判所のすべての本庁と、一部の地方裁判所支部です。従って、山口県で裁判員に選ばれたときは、山口市の本庁へ行くことになります。日当や旅費、必要場合は宿泊費など支給されますが、時間は取らせてしまうことになります。

○誰が裁判員に選ばれるのか・・・

辞退はできるのか・・・

裁判員は、20歳以上の有権者（衆議院議員選挙人名簿に登録された人）の中から、くじにより無作為に選ばれます。また、各地方裁判所の管轄地域に居住する有権者の中から選任されますので、居住地を管轄す

る地方裁判所以外の裁判所の裁判員に選ばれることはありません。裁判員にされない人もいます。被告人、被害者、その家族など事件に深く関係している人は公正な判断ができないという理由、禁錮以上の刑に処せられた前科がある人などは応じたくないという理由で、裁判員にはなりません。また、法律専門職、国会議員、自衛官などが裁判員の職務に就くことは禁止されています。法律上、裁判員になることは義務とされていますが、国民の負担が著しく大きなものになることを避けるため、辞退を申し立てることが出来る事由も定められています。（70歳以上の入、会期中の地方公共団体の議会議員、常時通学を要する学生、やむを得ない事由や政令で定める事由に当てはまる人等）

○裁判員制度に取り組む目的は・・・

刑事裁判の目的は社会の秩序・ルールを守り維持することです。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに国民の良識が反映されると共に、司法に対する国民の理解が深まり、裁判の信頼が高まるとことが期待されています。

正しい裁判をするということは非常に大事なことです。裁判員に選ばれた人には負担が増えるとは思いますが、社会の秩序を守るという目的のために、ご理解とご協力をお願いいたします。(桑原田鶴子)



熱心に聞き入る参加者(30名)